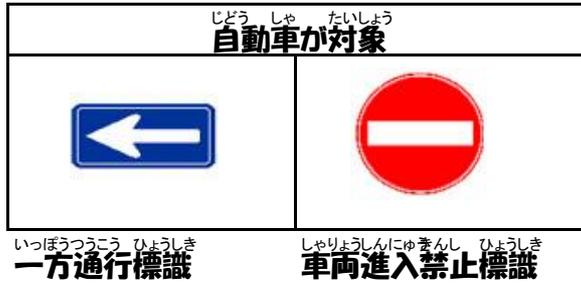


# 自転車も知っておきたい交通標識について

歩行者や自転車に乗っている人は学ぶ機会が少ないため、交通標識の表示を無視しがちです。交通事故にあわないためには歩行者や自転車も交通標識の表示に従うことが大事なのです。



これらの標識がある道路では、車は一方通行で対向車がないので通行する車はスピードを出しがちです。注意しましょう。



それぞれ「矢印以外は通行できない」「車両通行禁止」となっています。車だけと考えがちですが、自転車も対象になります。補助標識(軽車両を除く等)があれば自転車は走行できます。



それぞれ、自転車の通行できる場所を示しています。「自転車及び歩行者専用道路」の標識が無い歩道は自転車は通れません。

**※13才未満の子どもは通れます**

# 自転車も知っておきたい交通標識について

自転車は「おもちゃ」ではなく、軽車両というれっきとした車両です。自動車が守るべき道路標識は自転車も守らなければなりません。自転車の運転者として、知っておきたい標識を以下にあげておきますので覚えておきましょう。中には違反すると罰則が課せられるものもありますので、注意しましょう。

## 自転車専用



・自転車道や自転車専用道路を示します。自転車以外の車両や歩行者は通行できません。

## 自転車及び歩行者専用



・自転車及び歩行者専用標識です。自転車と歩行者の専用道路を示し、自転車と歩行者以外は通行できません。歩行者優先なので、歩行者の通行の妨げになってはいけません。

## 歩行者専用



・歩行者専用道路（歩行者のみの通行のために設けられた道路）を示しています。

## 一方通行



・車両は矢印の方向以外は進行できません。補助標識で『軽車両を除く』などがあれば自転車は通行できます。

## 車両進入禁止



・一方通行の出口などで見かけます。車両はこの標識がある方向から進入することはできません。『軽車両を除く』の補助標識がある場合は自転車は進入できます。

## 自転車通行止め



・自転車通行止め標識です。文字通り自転車は通行できません

## 車両通行止め



・車両の通行禁止です。もちろん自転車も通行できません

## 通行止め



・歩行者も含めて全て通行止めです。

## 徐行



・徐行とは、ブレーキを操作してから1m以内に停止できる速度です。

## 自転車横断帯、横断歩道・自転車横断帯



・それぞれ自転車が横断できる通行帯があります。この指示標識がある場合はそこを通行しましょう。

## と止まれ



・一時停止の標識です。補助標識で『自転車も止まれ』があるところがほとんどです。止まれ標識の指示には必ず従いましょう。また、交差点では止まれ標識がなくとも、一時停止して安全を確認しましょう。

## 自転車事故の高額賠償例

- 2,39万円 信号のない交差点で自転車が横断中の女性（54歳）と衝突。女性が顔の骨や歯を折るなど重傷を負った。神戸地裁 平成21年3月判決
- 3,000万円 歩道上で無灯火の男性（15歳）の自転車が歩行中の男性（62歳）と正面衝突。男性が死亡。大阪地裁 平成19年7月判決。

万が一に備えて、自転車の交通事故に適用のある、

- ・自転車整備に保険が付帯された「TSマーク」
- ・個人賠償責任保険
- ・利用者本人の死傷と対人保障責任補償のある「自転車総合保険」

などに加入しておきましょう。



第一種TSマーク（青マーク）

傷害保険	損害賠償保険
入院加療15日以上 【一律】1万円	死亡または重度障害 (1～7級)
死亡または重度障害 (1～4級) 【一律】30万円	【限度額】 1000万円



第二種TSマーク（赤マーク）

傷害保険	損害賠償保険
入院加療15日以上 【一律】10万円	死亡または重度障害 (1～7級)
死亡または重度障害 (1～4級) 【一律】100万円	【限度額】 2000万円